

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第3回）

日時 令和4年11月9日（水）13：01～14：46

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○能村新エネルギー課長

それでは定刻でございますので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会の下での長期電源化・地域共生ワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

本会合ですが、オンラインでの開催とさせていただきますので、何かトラブルや不明な点がございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいてございますメールアドレスや連絡先までご連絡いただければと思います。

それでは山内座長にこれからの進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。それでは、議事に入りたいと思います。まずは事務局から本日の資料ですね。これをご確認いただければと思います。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配布資料一覧にもございますけれども、議事次第、委員等名簿、そして資料1といたしまして、制度的検討が必要な事項ということを挙げてございます。また、参考資料1としまして、前回、各委員の方々からのご質問にご回答するような形で、第2回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ質問事項への回答ということで、各団体、ヒアリングにご出席いただきました団体、委員の方々からの、またオブザーバーの方々からのご回答を記させていただいてございます。以上でございます。

## 2. 説明・自由討議

（1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

○山内座長

ありがとうございます。それでは、本日の進め方ですが、資料1ですね、これが基本的に今日の議題の資料ということですが、これを事務局でご説明させていただいて、その後、議論ということにさせていただきます。それでは資料の説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。資料1をご覧くださいければと思います。スライド2ページ目です。本日のご議論でございますけれども、これまで述べ2回会合を開かせていただきました。前回第2回におきましては、関係団体の皆さまからヒアリングをさせていただいたところでございます。本日は、第1回での論点、そして前回の会合におけます関係団体の方々の回答などもご参考にさせていただきながら、主要論点に対する具体的な方向性につきまして、ご議論をいただければと考えてございます。

スライドですが、3ページ目をご覧くださいければと思います。第1回目の際に検討する項目として挙げさせていただきましたものに赤く枠をくくってございます。本日ご議論いただきたいところについて赤枠をくくっているものでございます。3ページ目ですが、事業実施段階の土地開発前のところで、検討項目として立地状況などに応じた手続の強化というところについて本日、具体的な論点をご議論いただきたいと思っております。

続きまして4ページ目をご覧くださいければと思いますが、この赤枠、横断的事項といたしまして、地域とのコミュニケーションの要件化、義務化という話、また事業譲渡の際の手続強化、そして4つ目の論点ですが、認定事業者の責任の明確化といった、こうした本日は、土地開発前と横断的事項のこの4つの項目につきましてご議論をお願いさせていただければと思っております。

#### ○事務局

事務局でございます。今、音声が少し乱れているとご指摘をいただきましたので、少し通信環境を改善してからご説明を再開させていただきます。今しばしお待ちください。

#### ○能村新エネルギー課長

大変失礼いたしました。事務局ですけれども、大丈夫でしょうか。改善したということで、すみません。

改めまして資料の3ページ目でございますけれども、本日ご議論いただきたい検討項目といたしまして、赤枠でくくっているところが本日のご議論をいただきたいところでございます。土地開発前の段階では立地状況に応じました手続強化という点、また4スライド目ですけれども、横断的事項といたしまして、地域とのコミュニケーションの要件化、事業譲渡の際の手続強化、そして認定事業者の責任の明確化と、こうした土地開発前と横断的事項の4つの項目につきまして、本日ご議論をいただければと考えております。

スライド5ページ目です。前回におきます各委員の皆さま方からの主なご意見ということで、先ほど申し述べました4つの論点に関連するところでのご発言をまとめたものでございます。立地状況に関する手続強化の観点ですが、合理的な範囲を超えた事業制約とならないように留意が必要だということ。また4つ目のポツで書いていますけれども、事前に立地状況に応じた手続強化という観点で、全部の法令ではなく、特に土地開発に関わる許認可取得が念頭に置かれているということ。また、5つ目のポツですけども、こうした関係法令の許認可の取得ということは、事業予見性が高まり、資金調達のハードルも下がるといったご指摘もいただいております。

地域とのコミュニケーションの要件化の関係でございます。電源種や規模に応じて必要となる現実的な対応が異なるということのご指摘。また、2つ目のポツで書いていますけれども、さまざまなコミュニケーションを図っていくということであれば、むしろ既に各電源ごとに自主的なコミュニケーションを図っているということでは、むしろ制度的に整備していくことは実質的な問題にはならないのではないかとといったご指摘もいただいております。

6ページ目です。事業譲渡の際の手續強化ですが、地域共生に必要なことをしっかり伝えていくことは最低条件ではないかとといったご指摘。また、認定事業者の責任の明確化ですが、委託元の責任についてどのように考えるかということ、などについてご指摘をいただいております。

その他事務局へのご指摘といたしまして、1つ目、バイオマス発電について、輸入チップとの関係で大規模バイオマスにつきまして関連する業界団体の意見を聞くべきというご指摘をいただいております。関係する団体にアプローチさせていただいていまして、次回に資料のご提出をいただくという形の調整となつてございますので、ご報告させていただきます。

2つ目のポツですけれども、金融機関へのヒアリングを実施し、融資の実務との関係を整理すべきといったご指摘をいただいております。本日、資料中の中でご説明を加えさせていただきますと思います。

また、3つ目のポツですが、情報提供フォームに寄せられました風力関係の通報の内容を整理していただきたいということで、これも説明の中で補足をさせていただきたいと思っております。

スライドですが、7ページ目、本日4つの論点ということでスライドを入れさせていただきます。1つ目の論点につきましてご議論をとということで8ページ目以降でございます。再エネ特措法の認定と関係法令の許認可の関係でございます。これは現行の法制度の整理でございます。

2つ目の黒丸に書いていますとおり、条例を含めた関係法令の遵守ということなんですが、認定時におきましては、許認可の取得までは求めておらず、関係法令の遵守を宣誓ということを認定の申請段階で求めているというのが現行の状況でございます。ただ、関係法令の許認可を取得せずに事業を実施している場合には、当然関係法令遵守違反ということで、認定取消事由ということでございます。法律、そして具体的な施行規則、そして具体的な認定申請書におきましてこのような形で具体化をしているというものでございます。

続きまして資料の9ページ目でございます。こうした現行の法制度の中におきましては、認定時宣誓ということになってございますけれども、地域におけますさまざまなご懸念が高まっているという中で、3つ目の黒丸で書いてございますとおり、認定手續の厳格化というところの対応が必要じゃないかといったことが検討会の中での報告書におきましても、具体的に指摘をされているというところでございます。

また前回、山梨県さんのほうからご指摘いただいたとおり、林発の関係でご紹介いただきましたけれども、防災施設の工事完了前に売電を開始しているような、そういう森林法違反の下での売電といったところも見られるぞといったご指摘もいただいているところでございます。

10 ページ目です。情報提供フォームへの通報の風力の関係での説明の補足になります。前回ご紹介したとおり、2022 年2月末までに 46 件、風力関係での通報がございました。具体的には左下に具体的な相談内容ということで、コミュニケーション不足を指摘いただくものが 13 件、関係法令とか条例違反ではないかといったご指摘が 13 件など、全体的な太陽光におけますトラブルなどとの、傾向としてはコミュニケーション不足、関係法令・条例違反という形で、近いような傾向にあるということでございます。右側に具体的な通報内容の例を挙げていますが、割愛をさせていただきます。

こうした状況の中で個別論点1つ目でございます。手続強化の対象となる許認可についての論点でございます。1つ目の黒丸に書いていますとおり、手続の強化をするということに当たりましては、要件化の対象となる許認可の範囲、これを明確にする必要があるということでございます。

2つ目ですが、基本的な考え方といたしまして、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関するということであり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合には、原状回復が著しく難しくなるということから、こうしたものにつきましては、申請時におけます申請要件化という形により、認定手続厳格化を行う必要があるのではないかとということでございます。

具体的な許認可の例といたしまして、林発ですとか、盛土規制法、また砂防三法などにおけます許認可といったところが具体的に想定されるということでご紹介をさせていただきます。

3つ目の黒丸です。こうした認定手続の厳格化につきましては、当然、電源ごとの実情ですとか、許認可の手続に関することについて配慮しつつも、原則全ての再エネ電源を対象としてはどうかというふうに考えているところでございます。

12 ページ目は前々回、1回目するときにもご紹介いたしました関係法令の例でございます。資料の13 ページ目、論点の2つ目です。関係法令間の許認可手続におけます整合性への対応ということでございます。1つ目の黒丸に書いていますとおり、安全確保ということと再エネの導入拡大ということを両立していくという視点に加えまして、関係法令間の許認可手続における整合性の観点を踏まえた検討が必要だということでございます。

例示として風力におけます環境アセスの例を記させていただきます。例えば環境アセスの対象として、現行のFITにおきましては、方法書の段階で申請を行うことが可能になっているということでございますけれども、この後、実際には準備書、評価書の段階になりまして、風車の配置など、そういったことも実際には変わり得て、準備書、評価書の段階では具体的に固まってくるということでございます。

従って、こういうある程度風車の配置などが固まった段階に、こうした当該計画の内容を踏まえた許認可、ここでは例示として保安林の指定解除の例を入れていますが、こうした段階で保安林指定解除などの申請を行うことが許認可などの趣旨を踏まえても合理的だということで、ここでいうと環境アセスというところと保安林指定解除申請というところの許認可手続の関係性ということも十分留意する必要があるということをご紹介させていただきます。

資料 14 ページ目です。前回各団体の方々からヒアリングの際にも、土地の使用権原に関するルールとして 3 年ルールですとか、180 日ルールに関連するご指摘もございました。少しファクトをご紹介させていただきたいと思います。もともと F I T 制度はご案内のとおりでございますけれども、設備認定というところから法改正を踏まえまして、計画認定という形になっていく際に、その計画を実施する際にしっかりと土地の使用権原が重要だということで、原則、ボックスの中に書かせていただいておりますけれども、土地の使用権原を有するというを実際に証明していただくことが前提となっているということでございます。

しかしながら、例外の 1 つ目ということで、法律や条例などで環境アセスが求められている風力・地熱の発電設備を設置する事業の場合におきましては、一度条件付きで認定をするものの、こうした環境アセスなどを踏まえまして、その後、譲渡、賃貸証明書を 3 年以内に添付、出していただくということをもって認定を完遂するという形の、そういった例外がまず 1 つ目にあるということでございます。

加えまして例外の 2 つ目というところなんですけど、これは土地の使用権原を地公体などの公共機関が有しているという形で、そういう場合にはこうした公共機関と協議を開始している旨を証する書類の添付があれば、条件付きで認定をし、180 日以内にそれをしっかりと提出、書類を提出いただくといったことで、いずれも一度、条件付きで認定をした上で、例外①の場合は 3 年、例外②の場合は 180 日という形でのそういった整理になっているものでございます。

15 ページ目ですが、今回は、土地の開発関係の手続などにつきまして、実際に F I T の申請の前に位置付けていくということを考えていく際に、どういうことを留意していくかということなんですけれども、1 つ目の黒丸というところでは、開発までのリードタイムなど、また、先ほどの土地の使用権原を証する現行のルールなども参考にいたしますれば、例えばということで、環境アセスの対象となる風力・地熱案件である場合におきましては、今回、新たに土地の開発の許認可などがございますが、申請要件とする許認可につきまして、引き続き認定後に取得することを認めてはどうかということでございます。

これは環境アセスなどを事前にやらないと、こうした土地開発関係の許認可を取得できないということとの関係でのこうした例外的な取り扱いということでございます。

ただ、こういった案件につきましても、2 つ目の黒丸ですけれども、今回の手続強化ということが、周辺地域の安全というところをしっかりと担保していくということであり、か

つ、一度工事などが着工されてしまいますと、原状回復も著しく困難であるということを対象としていることを踏まえ、厳格なルールを付した上での、例えば3年間の条件付きの申請を認め、認定を行うということとしてはどうかということで、土地の使用権原を証する書類に関するルールと併せながら、厳格な対応を行うこととしてはどうかといった整理をさせていただきます。

1つ目のバーで書いていますとおり、例えば環境アセスの完了前や、環境アセスメント終了後であっても、今回、申請要件で出します土地開発関係の許認可取得前に開発行為に着手した場合には、当然認定を取り消すといったこと。また、FIT/FIPの認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならないと。この期間内に許認可を取得できなかった場合には認定を取り消すといった、こうした条件を付す形での認定ということも例外的には措置し得るということではないかということでございます。

また併せまして3つ目の黒丸ですけれども、こうした規律の検討会におけます提言におきましても、電磁法などにおけます対応というところも含めて検討していくということでございますので、併せて具体化を進めていく必要があると考えてございます。

資料16 ページ目、3つ目の論点です。温対法の促進区域との連携というところでございます。まさに促進区域というところにおきましては、環境保全以外の観点も含めて社会的配慮・社会的条件などにつきましても、国の法令、また実際に市町村の考慮すべき区域事項としまして、さまざまな関連する法令につきましても勘案しているということでございます。こうした区域でございますので、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の面におきましても、こうした促進区域との関係では例外的な対応ということも検討してはどうかといったことでございます。

17 ページ目は関係する法令を紹介させていただきます。

18 ページ目です。これは前回、委員からもご指摘をいただいております金融機関のヒアリングの結果をご紹介したいと思います。立地手続の強化などにおきまして、再エネ発電事業におけます融資の影響について、私ども事務局のほうから全銀協さんのご協力をいただきまして、都市銀だけではなく、地銀、信金の方々の個別の金融機関に対しましてもヒアリングを実施いたしました。

1つ目のチェックに書いていますとおり、FIT認定だけではなく、関係法令、許認可全体を取得できるかといったことを確認した上で融資を実効するよということ。また、そのためFIT認定取得ということだけをもって融資審査を行っているわけではないということでございます。また、4行目に書いています、一部の関係許認可を認定申請要件としたとしても、融資のタイミングに与える影響はわずかではないかといったご指摘もございました。

2つ目のチェックですけれども、プロファイだけではなく、コーポレートでファイナンスを行う場合でも、プロジェクトに関する関係許認可の取得は融資実行の前提になるんじゃないかということ。一番最後のチェックにありますとおり、また関心表明などを含む融

資審査というときにも、FIT申請の有無が条件とされるということはなかなか考えづらいんじゃないかといったご指摘でございました。

続きまして2つ目の論点でございます。地域とのコミュニケーション要件化でございます。20 ページ目をご覧くださいますと、再エネ特措法の現行のルールでございます。現行のルールでは地域とのコミュニケーションが重要だということですが、2つ目の黒丸に書いていますとおり、全ての電源におきましては、努力義務という形で、下に点線の中、ガイドラインで、これは3つの太陽光・風力・バイオマスの例を抜いていますけれども、コミュニケーションをしっかりとっていくということ。自治体とも相談しながら住民説明会の開催など、事業についての理解を得られるように努めるということで、努力義務として位置付けられているものでございます。

21 ページ目です。しかしながら、さまざまな地元のご理解への懸念というところも高まっているということもございまして、こうした中で規律検討会におきましても、一定規模以上の発電設備の場合には、説明会の開催など、地域への周知を義務化してはどうかといった具体的なアクションが盛り込まれているところでございます。こうした中で具体的な論点を掲げさせていただいてございます。

22 ページ目です。1つ目の論点ですが、地域とのコミュニケーションの在り方といたしまして、1つ目の黒丸に記載していますとおり、地域の理解醸成に向けて住民や自治体の同意取得や、あるいは説明会開催を含めた周辺地域への事前周知など、さまざまなアプローチ、やり方があると考えられるところでございます。再エネ特措法におきまして、こういった対応を要件として求めるかにつきましては、しっかりと議論をいただく必要があるんじゃないかと思っております。

1つ目の矢羽根に書いていますとおり、規律の検討会におきましては、地域の自治会の合意ですとか住民合意などにつきましては、私人の同意を事業実施の際の義務として求めることは、財産権の関係で慎重であるべきといったご指摘もあったところでございます。

また2つ目の矢羽根ですが、地域の実情や事業の特性によって、適切なコミュニケーションのやり方がさまざまであるということで、既に一部の自治体におかれましては、条例等で実情に応じた追加的な対応プロセスがあるところなどもございますので、こうした一律に自治体の関与を求めるというのではなく、自治体における裁量ということも当然尊重していくということも重要だというふうに考えてございます。

こうした点などを踏まえますと、再エネ特措法で求める要件といたしましては、説明会開催を含めた周辺地域への事前周知の義務化というところを念頭に、FIT/FIPの認定の申請要件といたしまして、国が一律求めていくということが適切ではないかというふうに考えられるところでございます。

23 ページ目は、地域とのコミュニケーションの手法といたしまして、さまざまなものがあるということで、説明会の開催、現地の視察、またキーパーソンへの報告、そして自治会・町内会への連絡・周知、また回覧板やメールなどを通じた通知法、連絡といったこと

などもあるということでございます。

こうしたことも参考に、24 ページ目ですが、いわゆる事前周知に関わる対象範囲の考え方ということでございます。1つ目の黒丸に書いていますとおり、要件化ということを検討するに当たりまして、事業の規模、設置形態、また地域の実態などに合わせまして、事前周知をしっかりと考えていく必要があるということでございます。

2つ目の黒丸に書いていますとおり、周辺住民の方々、周辺の環境というところへの影響を及ぼす可能性ということが高い事業については、より厳格な手続、これは例えば一定の要件を満たす説明会の開催など、そういったことを求めていってはどうかということでございます。

具体的には電源の規模といたしまして、例えば 50 kW 以上の高圧につきましては、周辺への影響を及ぼす可能性がより高いだろうということで、基本的には説明会の開催を求めはどうかということ。ただし小規模なものであっても、複数の電源が一定の距離内に集合する場合など、こうした場合には説明会の開催が必要ではないかといったことでございます。

2つ目は電源の設置場所です。土砂災害警戒区域など、災害の影響を拡大してしまうような恐れがある高い地域におきましては、しっかりとこれは住民説明会を、仮に小さな 10～50 kW の規模であつてもしたほうがいいんじゃないかといった、そうしたエリアとして考えたほうがいいんじゃないかといったことでございます。

3つ目は電源の設置形態です。これは屋根置き太陽光につきまして、どこに設置されているかということも、あと誰がどこにあるのかということも明確になってまいりますので、そういう場合には、野立ての太陽光と比べて、周辺住民への方々への配慮というところの必要性は相対的に低くなるんじゃないかということ。

その他、他の制度との連携という観点からは、例えば温対法に基づく促進区域における、場合における事前周知などが既にされている場合におきまして、そうした説明の内容が、今回求めていく再エネ特措法上の説明会の要件、具体的内容を充足している場合には、事業者の負担軽減の観点から柔軟な対応などが必要ではないかといったことを書かせていただいております。

2つ目は柔軟な手続というところでは、例えば下のバー、2つ書いていますけど、標識の事前設置ですとか、事業計画の内容をホームページやビラに掲載するとか、こういったことなども考えられるんじゃないかということでございます。その場合であっても、説明会開催など、より厳格な手続の実施ということは引き続き努力義務として求めてはどうかといった、こうした厳格な対応と柔軟な手続ということを含めて整理をしていく必要があるんじゃないかということでございます。

それを模式的に示したのが 25 ページ目でございます。まず特段の要件化が必要ないだろうということは 10 kW 未満の住宅用の太陽光のところについては、今回の事前周知の要件化、義務化というところの要件化は、必要はないんじゃないかというふうに考えられるも

のでございます。一方で、それより大きな規模のものについては、事前周知の要件化の対象になるというふうに考えられるものでございます。

まず左側の説明会の開催など、一定の要件を満たす説明会の開催などを求めていく範囲といたしましては、50kW超の高圧・特高などの大規模電源ということでございます。しかしながら、先ほど申しました屋根設置の場合など、また温対法の促進区域などにおきましても、事前に個別事業の説明会などが開催されておるといことで、かつ、再エネ特措法での説明会の中身の要件を充足する場合におきましては、事業者の負担軽減という観点もございすし、こうしたところからは、事前周知を要件化しない、また努力義務は求めていくといった、そういった整理がされるんじゃないかということでございます。これは高圧・低圧含めて、共通していえるようなことではないかと考えております。

また、左側のボックスの中に書いていますとおり、説明会開催を求めるものとして、高圧・特高であっても、他の法令におきまして、別途事業に関する説明会がFIT/FIPの申請前に行われて、かつ再エネ特措法での求められる説明会の要件を充足するという場合には、ここは事前周知を要件化しなくても、努力義務を求めるという形でもいいんじゃないかといったこと。これは少し今後整理をしていきたいと考えてございます。

また、50kWより、10～50kWの範囲のところは、真ん中のボックスですけれども、ここは一律の説明会の開催は求めないということではございますけれども、ただしということで、複数の案件を一定程度評価するような場合においては、これはしっかり説明会などの厳格な手続が必要ではないかということ。また、土砂災害の警戒区域など、災害の恐れが高いエリアの場合、また、自然環境・景観などを考慮した保護エリアが条例などで定められており、このエリア内に設置する場合などにおきましては、厳格な手続として一定の要件を満たす説明会の開催を求めてはどうかといった、このような整理をしてはどうかといったものでございます。

26 ページ目、27 ページ目ですけれども、自治体の条例におけるコミュニケーションの具体的な例というところでございます。具体的なやり方、工夫などについて参考になり得るところがあるということでご紹介をさせていただいてございます。

28 ページ目ですけれども、説明会に関する要件のイメージというところでございます。具体的には、左側に開催の時期というところは、申請日までに開催するという、また開催の案内方法ですけれども、事前に十分な時間的余裕を持って案内をさせていただくということ、また実際にポスティング、回覧板などによってしっかりと地域の方々への周知をしていくということが必要だということ。また、説明の範囲ですけれども、電源種、これは住民説明会などを行うときの説明会の説明をさせていただく対象の範囲ですけれども、電源種、事業規模、設置場所などに応じまして、今後設定していく要件を充足していくということで、これは引き続き検討を要するというところでございます。

また説明内容の例といたしましては、事業計画の内容、関係法令遵守の状況、土地の権原の取得状況、また工事の概要、関係する方々、関係者・事業の影響、また予防措置など

の項目について説明が必要じゃないかということでございます。また、説明開催を証する書類などについても認定申請時には必要だということ。

また、その他に書いていますが、その認定を取得しようとする事業者の方が出席するという、当然、外注先の方々が説明会のアレンジなどをされると思いますけれども、認定を取得される事業者の方が出席するというのも必要ではないかといったことを記載させていただいております。

また、2つ目の黒丸に書いていますとおり、説明会の開催に当たりまして、虚偽申請などがあって、要件を満たしていないということであれば、当該認定を取り消すといったことも当然行っていくということでございます。

30 ページ目です。事業譲渡の際の手續強化に関するものでございます。事業譲渡におきましても、さまざまトラブルが発生し得るということで、2つ目の黒丸に書いていますとおり、規律検の報告書の中におきましても、関係法令に既に違反している場合には、変更申請を認めないということで、厳格な対応を行っていくということを考えているところでございます。

加えまして、事業譲渡の際に必要な変更認定申請におきましても、周辺の住民の方々への周知を求めるなど、手續強化を行ってはどうかというものでございます。これは現行制度におきましても、既に変更認定申請においては、新規認定と同等の要件が準用されているということでございますので、先ほど論点をご紹介いたしました地域とのコミュニケーションの要件化と同じような対応が求められるということを考えているところでございます。

31 ページ目ですけれども、個別の論点といたしまして1つ目、事業譲渡の規制の在り方というところでございます。そもそも認定事業の譲渡そのものを禁止するというのも考えられるわけでございますが、さまざまな観点を検討する必要があるということでございます。

1つ目の視点は、再エネ特措法という推進法におきましては、事業認定ということで、計画を認定するという形になってございます。認定の対象が事業計画であって、事業者そのものではないということの観点から、再エネ特措法の法目的の射程の範囲からいたしますと、発電事業の譲渡、事業者の変更自体を禁止することが法の射程を超えているんじゃないかといった指摘もございます。

また2つ目の点ですが、事業者には営業の自由および財産権が保障されていて、こうした重要な権利については公権力が事業譲渡の禁止といったような強い規制を加えるためには、相応の理由が必要じゃないかといったことで、一律の事業譲渡自体を禁止することは慎重に検討すべきじゃないかといったご指摘もございます。

3つ目ですけれども、政策的な観点も入ってございますけれども、長期電源化というところは地域の共生電源の観点からは必要でございますが、こうした特に低圧の太陽光などにおきまして、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに集約化をしていくという

ことなども必要でございます。こうした観点からは、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討する必要があるんじゃないかといった指摘もでございます。

こうしたことを考えていきますと、事業譲渡そのものを禁止するということにつきましては、慎重な検討を要するというふうに考えているところでございます。こうしたことを踏まえまして、2つ目の黒丸にありますとおり、認定の申請段階と同様に、事業譲渡による変更認定申請段階におけます手続の厳格化をということをしっかりやっていくことが土台ではないかということでございます。

こうした観点からは、例えば説明会の開催などによる事前周知を変更申請の際の申請要件化するということに加えて、追加的な説明項目として、しっかりと譲渡後も引き継がれるべき内容が住民の方々にご説明されているのかといったことなどの追加の項目などの検討も必要ではないかといったことを書かせていただいております。

加えまして、論点2つ目です。実質的な支配者の変更というところで、変更認定申請が発生するような場合の変更であれば、当然先ほどのような例が適用されるわけでございますけれども、2つ目の黒丸に書いていますように、特別目的会社（SPC）などを経由して行われるケースも当然存在するというので、この場合には変更認定申請を現行制度では求められないということもございまして、他方で実際には、SPCなどにおけます実質的支配者の変更になるということは、実態的には同じような経済的な実態があるということもございまして。

こうしたことを考えますと、実質的支配者の変更など、事業譲渡以外のケースにおきましても、一定の要件を満たす場合には同様の規律を適用するということが適切ではないかと考えているところでございます。

最後4番目の認定事業者の責任明確化についての論点でございます。

35 ページ目です。認定事業者の責任の明確化というところで、現行制度の下におきましては、再エネ発電事業の全てを認定事業者自らが行うということを求めているものではないかと考えています。従いまして、事業の一部または相当の部分を委託・再委託をしていくということ自体は許容されているということでございます。こうした委託・再委託による事業遂行の形態には効率化ですとか、そういった面からも一定のメリットがあるということで許容されているところでございます。

しかしながら、36 ページ目でございます。現行制度におきましては、事業規律の対象というところが法律の対象としては認定事業者というところになってございますので、仮に委託先・再委託先が認定計画、認定基準に違反した場合には認定事業者の責任はどこまで及ぶのかといったところは、必ずしも明確になっていないということで、こうした点を明確にしていく必要があるんじゃないかというものでございます。

2つ目の黒丸に記載しているとおり、委託先・再委託先・外注先など、そうした方々が認定基準、認定計画を遵守するように、認定事業者に委託先・再委託先に対する監督義務を新たに課し、監督義務不履行がある場合には、認定事業者に対して認定取消などの措置

を取り得るということをしっかりと明確にする必要があるんじゃないかということでございます。その上で、ガイドラインなどにおきましても、認定事業者と委託先などの契約に含めるべき事項などを定めていくということが適切ではないかと考えているところでございます。

もちろんこれを担保するためにも、行政処分を行うのに必要な報告徴収・立入検査を実施することも必要ではないかということで、下にフロー図、監督義務のイメージということで認定事業者の方々から委託先、再委託先の方々に監督義務というところを及ぼしていくということを記載させていただいてございますが、こうした法律上の義務というところと契約上の義務というところ、債務というところをしっかりと明確にしていく中で、認定事業者の方々との関係法令遵守、また監督義務ということをしっかりと明確にしていくところが必要ではないかというものでございます。

以上、長くなりましたけれども、事務局からの論点に関する説明は以上でございます。

#### ○山内座長

ありがとうございました。それでは議論に入りたいと思いますけれども、議事を効率的にしたいと思いますので、ご発言は要点を絞っていただくと大変助かります。それでは、今ご説明いただいた資料1について、質疑応答と自由討議ということにさせていただきますが、発言ご希望の方はTeamsのチャットボックスで発言希望というふうに書いていただければ幸いです。

大きく分けて4つあって、立地状況等に応じた手続の問題、それから地域とのコミュニケーション、それから事業譲渡の際の手続強化、それから認定事業者の責任明確化と、こういった点が大きな項目として挙げられたわけですが、どこでも結構でございますので、ご発言ご希望があればチャットボックスでお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

興津委員からですかね。ご発言ご希望で。興津委員、どうぞご発言ください。

#### ○興津委員

ありがとうございます。興津でございます。私からは大きく言うと論点2つのことについて意見を申し上げたいと思います。

1つ目がスライドの22ページになりますが、地域とのコミュニケーションに関する個別論点の①として、これは周辺住民の同意を義務として求めることが慎重であるべきではないかという、こういうご発表があったかと思えます。この点、私は本検討会の前身である再エネ発電設備の適正な規律・管理に関する検討会のほうで同様の発言をした覚えがありますので、その趣旨を確認しつつ補足をさせていただきたいと思えます。

まず今回の再エネに限ったことではありませんが、何らかの事業をしようとして許認可申請をする際に、周辺住民などの同意を求めることが法律上許されるかということにつきまして、まず、その同意を求めることについて法令上、根拠がない場合には、おおむね違法ということで学説および裁判例は一致しているのではないかと思います。

もちろん行政庁が許認可等の要件を充足しているかどうかを判断する際の材料として、周辺住民が同意をしているかどうかというのを考慮要素とすることまでが禁止されているわけではないと思いますが、基本的に許認可の要件というのは、法律上の権限を有する行政庁が客観的に判断すべきであって、この私人が同意をしているか、していないかという一事をもって許認可をするかどうかを決めるということは法律上認められないと考えてよいと思います。

それに対して、このスライドで指摘されているのは、この同意を求めることを法律で要件として書き込むことについて慎重であるべきという指摘かと思います。慎重であるべきということについては私も賛成なんですけれども、その理由を申し上げたいと思います。

まず現行法上でこの私人の同意を要件とすることについては、例えば都市計画法に基づく開発行為の許可などについて、開発行為を予定している区域内の地権者の同意を提出せよといった規定は置かれているんですけれども、これは要するに土地所有権との関係で、開発工事を確実に実施できるかどうかを、それを判断するための参考として求められているケースです。

それに対して、今回のケースでは、そういった土地所有権を有しているか否かにかかわらず、周辺住民に対する環境上の影響の観点から、その影響を被る恐れのある者の同意を要件とすることができるかといった点だというふうに理解をしています。

この点についても、スライドのほうに「財産権との関係で」というふうにありますけれども、事業者にとっては、自分の土地において自分で事業を行うという財産権あるいは営業の自由というものが認められているわけであり、許認可というのは、その事業者の自由や権利を制約するものですから、制約することについての公益上の理由が必要であると。

その公益上の理由の有無というのは、先ほども申しましたが、権限を与えられた行政庁が客観的な状況に基づいて判断すべきだということが原則になるということからいたしますと、私人の同意というのは、客観的になされるというよりは、もうその人がどう思うかということになされるものですので、そういったものを法律上要件として要求し、例えば同意が得られなかった場合には許認可を拒否するということは、その事業者との財産権や営業の自由との関係で問題があるということであり、法律で定めることも慎重であるべきというか、私も限りなくそれは許されないというふうに意見を持っておりますが、そのように考えるべきではないかというふうに思っております。

それから、同じスライドの2つ目の矢羽根のところ、自治体における裁量を尊重すると。要するに自治体の自主条例においてその法律に上乗せする規制をかけることを認めるという趣旨だと思いますけれども、この点は一般論として賛成です。地方自治法分権の観点から自治体ごとの柔軟な対応を認めるというのは賛成であり、できればその旨を、確認規定ということになると思いますが、条例で必要な規定をすることを妨げないといった旨、明文規定を設けてもいいのではないかというふうに思います。

ただ、その自治体で上乗せ条例を定める際にも、当然それは法的な限界がございますの

で、今申し上げたような住民同意を要件とすることを条例で定めるということについても、これは非常に慎重に考えるべきであって、基本的には許されないというのがベースラインかなというふうに考えております。

それから2つ目の論点といたしまして、スライドの31ページなのですが、事業譲渡に関するご指摘がございました。これは事業譲渡自体を禁止することは慎重に考える必要があるというご指摘であり、この点も賛成でございます。理由は、このハイフン3つで示してあるとおりでと思うんですけども、とりわけ重要なのが2つ目の財産権あるいは営業の自由との関係であり、発表の際にも指摘がありましたとおり、憲法上の権利や自由を制約することについてはかなり強い合理的な理由が必要であると。

事業譲渡を禁止するという事は、営業の自由のかなり根本に対する制約ということになりますので、本件においてこれを認めるには理由が弱いではないかと。そのようなことを法律で定めてしまうと、憲法に違反する恐れが出てくるのかなというふうに考えます。

それから、その上の1つ目のハイフンのところも重要なポイントかと思えます。こちらのほうはより行政法的なポイントになるんですけども、認定の対象が事業計画であって事業者ではないということは、その認定をする際の要件として考慮されるものが何かというのをおっしゃっているんだと思えます。その事業計画の内容に基づいて認定するかどうか判断されるのであって、その事業者の人的な属性であるとか能力というものが直接審査の対象とされるわけではないということかと思えます。

FIT法には、現在、欠格条項というものが規定されていないのではないかと思います。もし欠格事由というのが明文で規定されていれば、当然、欠格事由に該当する事業者には事業譲渡することはできないと。そこは正当化できると思うのですけれども、それが無い以上、事業者の人的属性とか能力に着目をして認定がされるものではない以上、FIT法全体の仕組みからしても事業譲渡を禁止するといったことは制度の趣旨からはそぐわないということになるのかなということで、この点も事務局のご提案に賛成だという旨の意見を述べさせていただきたいと思えます。

差し当たり以上です。ありがとうございました。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは次、大貫委員、どうぞご発言ください。

○大貫委員

ありがとうございます。それでは幾つか申し上げます。できるだけ手短かに申し上げます。

スライド3に立地状況等に応じた手続強化という論点が提示されております。つまり再エネ発電設備の立地場所に応じ、関係法令の許認可取得をFIT等の認定申請要件とするということが論点になっています。この点、関係法令の許認可取得をFIT等の認定要件とすることが融資の観点から問題があるという懸念はスライド18の金融機関ヒアリングによれば、かなりの程度払拭されたというふうに思います。依然として実務上の問題が残るとすれば、運用改善を金融機関等に働き掛ける必要があろうとは思いますが、実態の把握

には努めなければならないと思います。

次に、前回の委員会で議論になりましたが、いわゆる手続強化は電源ごとの特性を考慮すべきであろうと思います。15 ページになりますが、その意味で、環境アセスメント手続を取らなくてはならない案件については、認定から3年以内に許認可を取得しなければ認定を取り消すことにするという制度設計は、私は妥当だろうとっております。

この特別取り扱いに関連して3点申し上げます。第1点です。15 ページの2つ目のポツのところ、環境アセスメント完了前や環境アセスメント終了後であっても、今般手続強化の対象とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は認定を取り消すとございます。このようにありますが、認定取消と連動する開発行為とは何かということをもう少し明確にしなければならないと思います。林地開発許可による開発なのかとか、などです。ここにいう開発行為があまりに広いと、まさに事業の準備を阻害しかねないように思います。

2点目です。この点を考えるに当たり、現行法の規定を再度確認しますと、8ページにございますように、再エネ特措法の第4条2号は認定基準として、この右側ですね、再生エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることと規定しております。この部分について施行規則がそこにありますように、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること」とあります。

これを読みますと、事業実施に必要な関係法令を遵守することを認定基準として要求しているというふうにいえます。つまり現行法では、既に各種許認可を認定前に取得することを求めることが可能な認定要件となっているというふうに理解いたしました。土地の使用権原取得についても、これは14ページでしょうか。既に施行規則で使用権、所有権、その他の使用の権原を有するか、またはこれを確実に取得することができることと認められることというふうに施行規則になっており、原則的に認定時点で取得することが求められているように思います。

そうしたところ、14ページにありますように、3年ルール、あるいは180日ルールで緩和をしているということになります。

つまり、施行規則に「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること」とされる以上、現行実務では事業の許認可取得を許容しているわけですが、認定時において再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な各種許認可の取得を求めることは可能だというふうに思います。むしろこれが原則ともいえます。

こうして見ますと、先ほど申し上げた環境アセス手続を取る場合のように、例外的取り扱いを認めるかを論点とすべきなのだろうとっております。本日提出された業界の皆さまの質問への回答を拝見しますと、例外的取り扱いを求める個別的事情もあるということに気が付きました。こうした個別的事情を十分に考慮しつつ制度設計をすべきだろうというふうに思います。

3点目であります。今回の事務局整理では、11 ページにあるような性格を持っている許認可を認定前に取得することを求めることとなります。全ての許認可ではなく、2つ目の黒丸の部分に書いてあるような性格を持った許認可に限定しております。このような再エネ特措法からの規律は、私は妥当だろうというふうに思っております。適切であるとも思っております。

他方、ここに記されているような関係する許認可を得ていない場合には、それらの許認可を規定する法律の観点からも問題があるということとなります。これらの法律の適切な執行も当然考えられなきやならないというふうに思います。

あと2点ほど申し上げます。地域とのコミュニケーションについて申し上げます。どのようなコミュニケーションを求めるかについては、スライド24ページにありますように、電源ごと、設置場所等により場合分けをすることは大変丁寧な対応であり、基本的に賛成いたしたいと思っております。場合分けを精緻に実行可能なものとしていくことが必要だと思っております。その上で、この点に関連して1点申し上げます。

スライド26、27にありますように、また前回の委員会の山梨県と那須塩原市からのプレゼンにありましたように、各自治体が地域とのコミュニケーションに限らず、相当の努力をして再エネ発電事業について適切な規律を導入しようとされております。このような努力を国の側でも受け止める必要性があろうかと思っております。先ほど興津委員からもご指摘があったところと重なりますが、あえて申し上げます。今回提出された那須塩原市のご回答にある、国の法令に期待する点にそういうことが書いてあるんですが、そうした要望だと思っております。

「地方自治体の条例が引用する形で、太陽光発電施設の設置を直接規制できるような法規定があると条例に実行力が伴うと考える」。これはいろいろ支援を求めているということだろうと思っております。再エネ特措法が条例制定を支援するような再エネを行うのが適切ではないかと思っております。この点は興津委員と同じでございます。

再エネ特措法の規定によって、個々に考えていかななくてはいけません。地方の個別の事情に着目して、規律することは妨げられないことを直接書き込むなり、あるいは条例委任を設けるなどのことがあってもよろしいと思っております。これは実施条例を前提にしているんですが、条例制定をしやすくするために、あえて特措法で条例委任をするということは考えられてよろしいかと思っております。

最後に事業譲渡について1点申し上げます。31 ページでございます。事業譲渡の全面的禁止は、これは興津委員等が詳細におっしゃったところですが、私も比例原則に反する可能性があると思っております。検討は慎重であるべきだと思います。従いまして、31 ページにありますように、適切な事業譲渡を促す制度設計をしていったほうがよろしいのだろうと思っております。

もっともこれも事務局からのご説明にありましたように、また興津委員のご発言にありましたように、再エネ特措法は発電事業そのものを規制する法ではございません。従いま

して、事業そのものの規制は、私はなかなか難しいのではないかと考えております。むしろ、発電事業そのものを規制する電気事業法による規制を本筋として、再エネ特措法はその規制と適切に連動するように制度設計をしてはいかがというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、意見を申し上げます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は松本委員ですね。松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

山内座長ありがとうございます。

私からはエネルギー団体の皆さま方にコメントまたは質問させていただきたいと考えております。最初に太陽光について2点質問させてください。

先ほど大貫委員からもご指摘ありましたが、太陽光発電協会様の9ページについては幾つかの団体から類似の懸念が示されました。関係法令の許認可取得を申請要件とすることについて事業の予見可能性や資金調達に影響があるというご意見でした。事前に安全に関する関係法令が取得できていることはむしろ予見可能性や資金調達が容易にする面もあるのではないかとと思いますが、この辺りの具体的な懸念点を教えていただけますでしょうか。また、周辺住民の不安が和らぐことで円滑な導入が進むという点も考慮することが必要ではないでしょうか。

もう1つの質問は、太陽光発電協会様から説明会形式での一律の義務化について望ましくないとの意見を14ページにいただきました。説明会以外にこういった手法が有効なのか、またそれらの手法はどういった規模の発電所で採用されるべきものなのかについて詳しく教えていただけますでしょうか。

続いて風力発電についてコメントを1点させていただきます。日本風力発電協会様から規律の強化は再エネ発電事業に対する萎縮効果があると15ページに示されましたが、再エネの事業規律の強化は地域トラブルをできるだけ減らして大量導入の前提となるものであるため、必ずしも萎縮効果につながらないのではないかと考えております。どうしたら事業規律と風力発電の大量導入を両立できるのか、風力発電協会としてもこれからも前向きに議論に貢献していただくことをお願いしたいと思います。

続きまして地熱関係について質問が1つあります。日本地熱協会様の資料8ページですが、地域とのコミュニケーションを行う上でのガイドライン策定の提案をいただきました。地熱発電における地域コミュニケーションにはその他の電源にも活用できるものが多いのでしょうか。再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインは電源ごとにありますが、地熱における取り組みを念頭に各電源のガイドラインを変えることでベストプラクティスの横展開ができる可能性があるのではと思った次第です。ご意見をうかがえればと思います。

続きまして水力につきまして質問1つあります。地域共存事例をご紹介いただきまして

ありがとうございます。14 ページですが、「融資審査の目処が立たないと、開発許可等の手続が進め難い」とあります。こちら私も調べてみましたが、申請者の信用および資力の確認に当たり、申請時まで金融機関の融資証明等の提出が困難である場合には、金融機関等が融資等を検討していることが分かる書面——関心表明書等によって審査して、許可条件として開発行為の着手時までに出資や融資等の状況を証する書類を提出することなどを求めるとしておりました、開発許可の手続きについては対応の幅を広げていると思いますが、それでも地銀や信金の対応は厳しい現状があるのでしょうか。確認のため伺います。

続いて、バイオマスについて質問させていただきます。最後のページですが、地域と共存する長期電源になるために必要なことということで、8 ページになりますが、「FIT/FIPによる買取期間終了後に自立できるビジネスモデルを構築する」とあります。しかしその下に「卒FIT/FIP後に、長期電源となるための何らかの支援を望む声は多い」と記載されています。まさにFIPやFITが支援措置だと思いますが、その後の支援措置というのは地域共存するために自治体からの支援措置が必要ということでしょうか、この点伺わせてください。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは次は、高山委員、どうぞ。

○神山委員

富山大学の神山でございます。論点を明確化していただいての議論の場を提供していただきまして、ありがとうございます。幾つか申し上げたく存じます。

まず1点目でございますが、スライド11 ページでございます。まず1点目ですが、事業者の方々から見ての必要な許認可を明示的に示してございまして、その全てでは現実的ではないことから、立地状況に応じた手続き強化というのをされているということかと思えます。これには大変賛同いたします。

現在、この3つ、①、②、③が挙げられておりますが、加えて今回は難しいかもしれませんが、1回目に申し上げましたように、いずれ河川法の占有許可についてもご検討いただければと思います。山の斜面等を開発する場合ですが、水の行き場を確保するための河川に排水する設備等というのが必要になりまして、小さめの河川であれば都道府県等の管理ということになります。

静岡県であった事例等なんですけど、最後にこれが許可されなかったということで、せっかくの施設の設置計画が頓挫してしまった事例等というのがございますので、ある程度林地を開発してつくるという場合にはパック（一括り）になるような許認可でないかなというように私は考えておりますので、林地等を開発した後でそれが許認可が得られないということで事業が操業できないということになると、回復できない損失が大きいという大変残念な結果ということにもなりますので、いずれお考えいただければと思っています。

2点目でございます。16 ページですが、温対法の促進区域との連携のところでございます。これは私の希望なんですけれども、私は促進区域そのものを増やすことが重要であると思っております。現在、考えておられるものはもちろん賛同しているのですが、事業者には促進区域というもので事業を続ける、または事業を開始するということでメリットがあるという仕組みが考えられています。その点については事業者だけではなくて、それに加えて、地域の人にも分かりやすい形で、促進区域を設定するメリットというものが伝わればというように思っています。

環境省の脱炭素先行地域というものが先般、第2回目が選定されたと思うんですが、この試みも大変興味深いのですけれども、先行的な取り組みだけではなくて、今ある制度の仕組みを着実に生かすということで事業者と地域を支援する協定であったりとか、一般送配電事業者による送配電網の充実であったりとか、自治体によるマイクログリッド構想なりというものが実現されているグッドイグザンプルズというものをより多く作って提示できればなというようには考えております。

3点目でございます。25 ページです。地域とのコミュニケーションの要件化というところでございます。電源の規模や性質をベースとした説明会開催などの取り決めというのは、これは比例原則にかなっていて妥当であると考えております。厳格な手続きやより柔軟な手続きというものが決められておりますけれども、厳格な手続きの中身が説明会の開催であることから、説明会と言えるものの要件がある程度明確にしてある点、そして、それらが確認できるように実際の開催状況を確認できる書類というのが認定要件とされている点というのが大変評価できると思っております。支持させていただきたいと思っております。

4点目ですが、こちらは興津委員もおっしゃっていただいたことで、私も大変首肯するところなのですが、31 ページでございます。事業譲渡ですが、こちらに関しては認定された事業計画が次の事業者でも遵守されるかどうかという点をやはり基調として、事業譲渡の申請というのを適正に認定していくことというのが必要であろうと思っております。各事業者の事情というのにも配慮して、経済活動の自由の保障ということで、せっかく既存の施設が生かし切れないということがないようにする必要はあると思っております。

また、軌道に乗った後に当該地域の事業者等に譲渡して、地域の実情に応じて操業してもらうというビジネス形態も存在するわけですから、そうした多様性とか可変性というものを認めていく必要があると思っております。

こうした弾力的な対応の余地を残しておくことで、これはその次のスライドになるかと思うのですが、そうですね。中規模の太陽光発電施設というものの集約化です。これがされやすくなるのではないかとこのように考えておられて、それによって安定した経営につながりやすいと考えている次第でございます。

5点目でございます。36 ページでございます。認定事業者の責任については、私は民法上の使用者責任または請負などの契約等によってある程度対応されている、措置されているかというふうにも思っていたんですが、あえて使用者責任というものを明確化すると

いう意味で監督責任を課していただくことには大変賛同いたします。監督責任が認識されていないということは、名宛て人が委託先になるということで立入検査ができなくなるというような事態を招いてはいけないというようにも考えるからでございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは次は、大関委員、どうぞ。

○大関委員

産総研の大関です。ご説明をどうもありがとうございました。論点ごとに少しずつコメントしたいと思います。

立地許可のタイミングですけれども、18 ページ目にあったように、特に太陽光ですけれども、JPEAさんの今回頂いた回答と金融のヒアリングとの乖離（かいり）があって、どういうふう考えたらいいのかなというのがちょっと分からなくて、融資に問題ないのであればリードタイムだけの問題なので、それを少しどう考えるかというふうになると思うんですが、そういう意味では規律の強化と導入拡大の両立を実現していかないということは理解しているんですけれども、もう少しユースケースが分かると議論しやすいなというふうに思いました。

例えば林地開発許可は今後、0.5ha になったり、盛土規制法が宅地と盛土、特盛の規制で少し違いますけれども、切り盛りで2～5メートルとか、3,000 平米とか、それが要は太陽光でどのぐらいの規模感になるのかとか、それがどのぐらい出てきそうなのかとか、それがFIP/FITでやるのか、非FITでやるのか。はたまた入札であったり、そういったことがどのぐらい業界さんも考えているのかなによって、この地域に本当にそのボリュームゾーンに導入拡大をしなきゃいけないのかというのにも少し依存するのかなと思っているので、もう少しそういった情報があるといいなと思っています。

あとは融資の考えについても、金融機関の答えが18 ページであれば、これまでのFIT とかと違って、太陽光で特に言えば、FIT 価格とかもある程度読めてくるよというか、非FIT に移行していくのだらうと思うので、どのぐらいの蓋然（がいぜん）性が取れるかというのでも少しずつ変わっていくのかなと思うので、その辺もどう考えたらいいかというのが整理できるといいかなと思いました。

あとはJPEAさんの回答のほうに、林地開発のほうで融資証明とか資金計画を求めるとあったので、どの程度行政側が求めているかというものの実態把握も必要なんじゃないかなというふうに思いました。

あとは、もし許認可を後ろ倒しするのはどのタイミングで止めるかという整理を併せてやらなきゃいけないんですけれども、使用前自己確認が拡大されて、最後に連系前に取り締まればいいというのはそのとおりなのだと思うんですけれども、本当にできるのかというところはやや不安があるのかなと思っています。使用前自己確認の段階は本当にもう開

発してもう連系しますよ、なんで、その段階で林地開発許可が下りてなかったら、連系の試験は使用前自己確認の関係でやらなきゃいけないが、売電ができないというふうにしつかりと言えるか。一般送配電事業者はそこまで現状をチェックしているかとか、そういったところがちゃんと運用上できるかも考えなきゃいけないのだと思いますし、もしその段階でやり直しと言われたら、ちゃんと事業者は放置せずに対応できるんですかというところもやや不安があるなというふうに思っています。

そう考えると、やっぱりできるだけ開発前にやらなきゃいけないと思うので、例えば工事着手前には必ずチェックを入れるとか、それは林地開発側で見なきゃいけないので、それをちゃんと林発側で見られるかとか、これまでも林地開発許可を取る前に開発工事開始というような事例もあったと思うので、そういうのは本当にちゃんとなくせるかというのがどの方法できるのかというのは整理をしていかなきゃいけないとっていて、今回、事務局の一案というのがそれはある程度許可を取った後だから分かります。それもちろん見ますよということなので、どっちかというと厳しい側で見ていると思うのですが、それが本当に許容できないのであれば、運用側でどういうふうに見えるかというのは業界側もしっかりとちゃんとフィージブルなものを考えていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。

いずれにしろ、今後のある程度導入拡大が想定できるボリュームゾーンが短期的とか中期的にどういうものがあるかというのを事務局もそうですし、事業者側も示してもらえると、本当に林発とか盛土規制法の区域に今後大量に導入拡大していくから、こういうのがあると困るんですということであるのかというのは、もう少し整理してもらえるといいかなと思います。

今後の方向性としては少し厳しめに見ながら、16 ページ目にあるように、温対法との連携で緩和していくと、そういうのが地域共生との関係で言えばいい考え方なんだろうなと思っていますし、そういったことが本当にフィージブルで自治体側がゾーニングする場合にちゃんとその辺りも把握してできるのであれば、そういったことがいいんじゃないかというふうに思っています。

あと、非FITの場合もどういうふうにか考えるかですけれども、この場合は許認可とか関係なくやるので、どちらかという、松本委員からもあったように、林発とか特盛法の許認可の情報とか、一般送配電事業者とかの情報のシェアはいずれにしろ重要なので、そういうような仕組みはしっかりと並行して検討していただければと思います。

次に、地域とのコミュニケーションですけれども、前半の許認可との関係も出てくるのですけれども、これは再エネ特措法で申請の時に必要というふうに求めていくというふうに理解していますけれども、事業計画の蓋然性との関係で説明会をどのタイミングでやるかというのは一つ重要なポイントなのかなと思っていますので、和歌山県とかがどのタイミングで求めているかとか、また大きく計画が変わる場合にもう一回求めるのかとか、そういったところの情報が分かれば、少し教えていただければと思います。

25 ページ目に高圧以上と低圧の話とかがあって、高圧以上はほぼ対象になるので、小規模でどういうふうに抜けがないかなので、条例を含めたエリア指定なので、抜けがあるようには今のところ私のほうでも思いませんが、エリアかからないものでどういうようなユースケースがあるかというのは可能な範囲で整理していくと、こういうのはかからないけれどもいいよねとか、そういった議論もできるのかなと思います。

1点、細かいですけども、例えばカーポートは敷地内であるけれども、これはどういうふうに考えるかとか、そういったところもあるのかなというふうに思いました。

あとは事業譲渡については中長期的な視点を考えると、事務局の資料にもありましたように、集約化を進めて適切な事業譲渡を促していくということが2030年とか2050年に向けては今のままのプレーヤーのまま行けるかという、やややっぱり不安があるのかなと思いますので、そういったことの考えに私は同意したいと思います。

1つだけ、30 ページ目にある関係法令の違反については、各法令側で事業譲渡に関わる変更によって、例えば既存不適格案件があって、現状の基準に適合しなさい、人が変わるだけではない気もしますけれども、もしそういうようなものがあるとすれば、それをどういうふうに他法令違反に考えるのかどうなのかというのは整理しておく必要があるので、その辺りは関連法令の状況も把握しておいたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。

最後に、責任についてはご提案のもので原則そうなのではないかなと思いますが、一方で非FITをどういうふうに考えなきゃいけないかというのがあるので、電気事業法でどういうふうに今、監督義務とかの考えを持っているかというところ。主任技術者との関係が場合によってはあるかもしれないけれども、EPCはあんまりないのではないかなというふうに思いますので、そういうふうなところの連続性とか、FITから非FITに移る間にみんながちゃんとやれば違う話でしょうけれども、そういうような移行についてもある程度整理していく必要があるのではないかなというふうに思いました。

あとは住宅用をどう考えるか。今までもコメントさせていただいていますけれども、監督義務という言葉がなじむかどうか分からないですけども、誰にリーチしたいかとか、規制したいかなので、EPC側もみたいということであれば、こういう住宅にも同じような仕組みで入れてもいいでしょうし、場合によっては建物に関しては建築基準法も建築物の一部で建築確認申請は要らないケースがほとんどでしょうけれども、建築基準法自体はかかると思いますので、そういったものでどういうふうに見ていくかということも併せて考えると、誰に何を規制したいかですし、責任を持っていただきたいかというのが分かれば、それが各ユースケースで分かれば、この法令もありますしというのも議論できるんじゃないかというふうに思いました。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございます。

次は圓尾委員ですね。どうぞご発言ください。

○圓尾委員

圓尾ですけれども、聞こえますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○圓尾委員

まず、立地状況に応じた手続き強化です。15 ページにあるように、さすがにこの環境アセスに関しては例外的な取り扱いを認めるのが適切かなと思いますが、ただ、この中にも書き込んであるように、許認可取得前に開発行為に着手した場合は認定を取り消すとか、こういった条件をきちっと課して、不可逆的な開発にならないことを担保しておくのが非常に大事だと思います。

それから、16 ページの温対法も促進区域の設置、ゾーニングをどんどん進めていっていただきたいし、これを有効に活用していただきたいということから、やはりこのゾーニングに関して、手続き厳格化の例外として何か用いる方法はないかと探ることは非常に大事なポイントになってくると思っております。

それから、地域とのコミュニケーションです。やはり説明会の開催が大原則だとは思いますが。どういう説明をして、どういうやりとりがあったかというエビデンスも残しやすいです。説明会をするのが大原則だと思いますけれども、ただ、極度な過疎地域ですとか、場合によっては個別訪問のほうが適切なケースもあるかもしれませんし、絶対に説明会じゃなきゃ駄目ということがないようにした上で、自治体とのコミュニケーションをきちんと取ってもらうことを進めるのが大事なポイントになるのではないかと思います。

それから、事業譲渡については、再エネの開発をどんどん推進したいという観点で考えると、これを禁止するのはあり得ない話だと思います。開発からオペレーションまで一貫でやってらっしゃる事業者さんも多くありますけれども、開発に特化すとか、オペレーションに特化する事業者もこれからたくさん出てくるだろうと思います。そういった時に、そのリスクを取って開発をして、早めに譲渡することによって資金回収をして、また次の開発にその資金を投じていくというような開発を得意とする事業者がたくさん出てきても再エネの開発の後押しにはなりますし、それから、オペレーションだけを低リスクでやっていきたいという事業者がたくさん出てくることもこういった資金が回る上で非常に大事なポイントになってくると思えます。非常に簡単なものの言い方をしましたけれども、やはり事業譲渡は、やるべき引き継ぎをきちんとやれば認める方向でないと、再エネの大量導入にはそぐわないと思えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次は、那須塩原市の黄木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○黄木オブザーバー

那須塩原市の黄木です。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○黄木オブザーバー

私からは自治体ということで、地域とのコミュニケーションについて幾つか発言させていただきます。

まず、24 ページになります。これの電源の設置場所について、住民の生活環境に近いエリアというふうにしていただいたのはとてもありがたいと思います。というのは、土砂災害とかそういうので、安全確保というのも当然のことなんですよね。実際、でも、苦情が出てくるというのは住環境に近い所の設備でありますので、そういうところの配慮が大切だと思います。

続きまして、今度は一定の要件です。これは28 ページとも関連するのですけれども、説明会等の内容を事細かに定めていただくというのはありがたいことだと思います。これは実際、私どものほうで調和条例を担当している係の者に聞いてみたのですけれども、私どもの自治体の条例の手続きは結構事細かくて、事業者さまに言わせると、何で那須塩原市はこんなに細かいのだと。他の自治体と比べてやっぱり苦情が来るらしいのです。そういう場合はこの法律に基づいて細かい要件とかを定めてあれば、それにのっとってやればいいことですし、楽だし、事業者さまにも説明がつくということで歓迎しておりました。一方で、法律とかに縛られて、事務作業が増大するのは嫌だなど、結構わがままなことも言っていました。

そこで、先ほど大貫委員に本市の意見を代弁してもらって本当にありがたく思うんですけれども、実際、条例に法のバックグラウンドができた時に、自治体のほうで腰が引けちゃうのではないかなんていうことを懸念しました。この辺はボリュームとのバランスというのですか、そういうのが必要かと思います。

3 ポツ目の柔軟な手続きですか。これに関しては、確かに促進区域の設定の際に説明をすれば、確かに住民に説明をしたことになるのかもしれないんですけれども、今われわれもまだ促進区域を設定している最中で、具体的な地域への説明はまだやっていないのです。でも、想定している作業を考えると、促進区域を設定する説明と個別案件の説明っていうのは住民の対象範囲も違うし、住民の反応も違うんじゃないかなというふうに懸念します。ということで、一律にその要件化を求めるのではなくて、ここに書いてありますように、努力義務として求めるというのが残るのは適切かと思います。

あとは最後に、これは28 ページですか。この説明会に関する要件のイメージを結構細かく書いていただいて、これはすごい分かりやすかったです。私どもは説明会で一番大切だなと思ったのは、もちろん住民に理解していただくことなんですけれども、理解して、同意という言葉はいけないのかもしれないけれども、ある程度方向性に合意してもらうこと

が大切だと思うんですけども、もう一方で、誰がやっているのか顔が見えるようになることが大切だと思います。引き続き、説明会が終わってそれだけじゃなくて、説明会后、事業が終了するまで顔が見続けられることが必要だと思います。

ということで、例えば論点3の事業譲渡とか、論点4の認定事業者の責任の明確化とかとありますけれども、窓口になるようなところをこの説明会を通じて明確にして、それが引き続き住民の方に、私が代表ですよ、窓口ですよというのが分かり続けるようなことがあるといいなと思いました。

あとは細かいことなんですけれども、説明範囲なのなんですけれども、私ども田舎のほうでは対象地域の近隣に不在地主って結構いるのです。その不在地主の扱い方なんかにも配慮した要件を定めていただけるとありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

興津委員、もう一度ということで、どうぞご発言ください。

○興津委員

追加で、申し訳ございません。

スライドの11ページなんですけれども、これはFIT/FIP認定の前に、関連する許可を先に取りように求めるということで、基本的な方針には賛成をいたします。他方で、松本委員や大関委員からもご発言がありましたけれども、この複数の申請が異なる行政庁に系属していて、お互いに状況がどうなっているのかというのが分かるようにというご指摘がありました。それは根拠となる関連条文が行政手続法にも規定されておりますので、その趣旨にのっとって適切な対応を取っていただきたいという旨、確認的に意見を申し上げます。

具体的に申しますと、行政手続法のまずは9条1項に、その申請の状況について申請者に見通しを示すべき努力義務が課されていると。それから、11条におきましては、同一の申請者から複数の申請が異なる行政庁になされている場合に、まずお互いに様子を見合っただけで申請を遅延させてはならないという旨が11条1項。それから、2項は相互に行政庁同士が連絡を取ったり協力して申請、審査の促進に努めるようにしなければならないという努力義務が課されており、努力義務にはとどまるとはいえ、法令上の根拠のある規定ですので、こういった趣旨も踏まえていただければという旨、発言させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。

今の興津委員で、一応ご発言をご希望の方はひとりひとりご発言いただいたと思いますが、追加的に何かございますか。

それでは取りあえず、今のご発言を受けまして、事務局のほうからのコメント、リプラ

イをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。各委員の先生方、また、オブザーバーの方々、ご指摘などをありがとうございました。

まずは興津先生ほかからもご指摘をいただいておりますけれども、まず、全体として地域のコミュニケーション、事業譲渡などにつきまして、今の事務局の提案については方向性としては一定の合理性があるんじゃないかといった点につきまして、さまざまな補強いただくようなご説明をいただきまして、ありがとうございます。

なお、興津先生からご指摘をいただきました、地域コミュニケーションですとか事業譲渡などにつきまして、事務局での論点の方向性につきまして、補足的にもさらに追加いただきまして、ありがとうございます。

また、欠格条項につきましては補足的にまた説明を加えさせていただきたいと思っておりますけれども、一応、欠格条項に関連するものにつきましては、認定基準のレベル、また、それを上位概念であります電事法ですとか再エネ特措法上との関係も含めまして、一定の欠格事由ということが存在するというところでございますので、そこは一応念のため補足をさせていただきます。

また、大貫先生からもさまざまなご指摘をいただいておりますけれども、スライドの 11 ページ目だったでしょうか。開発行為を伴う対象は何かというところでの明確化ということで、すいません。15 ページ目のところで、バーのところで書いてございますけれども、今回申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合の開発行為というところについて、対象は何か明確化というところのご指摘をいただいております。これは先ほど最後に興津先生からも若干ご指摘がありました。11 ページ書いてございます、今事前に申請の段階で事前に許認可を要するといった森林法に基づく林地開発許可ですとか、盛土規制法の許可ですとか、砂防三法に伴う許可というところを念頭に置いてございます。今後、さらに具体化していく際には明確に記させていただきたいというふうに考えております。

また、松本委員、既にご退出されておられますけれども、DXなどを含めました関係法令の遵守、取得状況、または指導状況なども含めてだと思っておりますけれども、まさにこうした状況につきましては可能な限り再エネ特措法などの認定IDと紐付く形でのDX的なアプローチというところをやりながら、またこれが認定事業者に関する情報として、自治体の方々、また、関係する省庁、また、当然われわれ認定審査する側の経産省、地方部局を含めまして、こうした形でプラットフォームで情報を一元化していくと。タイムリーにそうした法律の執行にしっかりと運用に生かしていくということも重要ですので、ここはまさにDX的なアプローチを目指して、システムをアップデートしていきたいと考えてございます。

神山先生からは河川法の占有許可なども含めて、今後検討の余地があるんじゃないかということで、この点につきましては環境アセスとの関係で、先ほどスライドの 15 ページに

あるような関係する許認可間の法令間の整合性というところとの関係も含めまして、さらに検討を加えていきたいと思っております。特に河川法、例えば河川法でありますと、占有許可との関係で、今回事前に許認可を要するような開発関係の許認可との関係で、これが整合的に、例えば玉突きにならざるを得ないのかどうなのかというところなどにつきまして、恐らく占有というところでは、土地の使用権原に関するところだと思いますが、その関係といわゆる関係法令の許認可の取得というところがどのような形になっているのかというところはさらに整理・精査をさせていただきたいと思っております。

その他、そうした関係法令間の整合性の観点で、今回は環境アセスというところを明確になっているところでご説明をさせていただきましたけれども、例外的に確認しなきゃいけないものについてはさらに精緻に議論を積み上げていきたいと思っております。

大関委員からはユースケースということで幾つかこの立地に関するところですか、その他、説明会のところもそうかもしれません。実際に実務がどういう形なのかを含めまして、ユースケースなど、実際に想定される運用局面というところを念頭に置いて議論を具体化しながらやっていくべきだというご指摘だと思いますので、こうしたところについては可能な限り最後は実運用というところを見据えた形で、少し具体的な局面というところをわれわれ事務局のほうでも少し必要に応じて業界団体の方々にもヒアリングとか、もしくはご説明をいただく中でさらに制度を詰めていく際には、こうした材料もさらに積み上げていければなと思っております。

また、圓尾委員から、まさに説明会の開催などにつきまして、これはオブザーバーの黄木さんからもご指摘をいただいたところと通底するところがあるのかなと思っておりますけれども、説明会の開催という面ではしっかりと地域の理解促進、そして合意形成に向けた有効なアプローチというところで、しっかりと位置付けていくということだと考えていますので、客観的にしっかりとそうした説明会の開催がそういうところにつながっていくようなやり方、実効的なやり方ということが一番大切だと思いますので、ただそれを形式面でもしっかりと定めていくということがその実効性を担保する、客観的に担保するということが併せて重要ですので、この辺のところは実態、さまざまな那須塩原市さんのご指摘、または他の条例なども参照させていただきながら、さらに具体化をさせていただければなと思っております。

また、黄木さんからは、少しすいません。私どもの説明が至らなかったのかもしれませんが、24 ページ目のところで、柔軟な手続き促進区域のところについてだけ補足をさせていただきます。

まさにご指摘いただいたとおり、促進区域につきましては設定の段階と個別事業の認定という段階、2つの段階があると考えてございます。この資料の25 ページ目のところで、温対法に基づくところにつきましては、共通的な要素として事前周知の要件化の対象の中でも促進区域に関わる制度において、地公体の協議会などを通じて個別事業の協議が事前に行われている場合には、またそれが再エネ特措法で今後さらに具体化していく、説明会

の要件を充足する場合には、この周知の要件化については要件化せずに努力義務としてということで、ここに念頭にありますのは、区域の設定の段階というところではなく、むしろ個別事業の認定の際の協議会ということになりますので、個別の事業が念頭にあると、その段階だということだけ補足的に説明をさせていただければと思います。

あとは最後にご指摘いただいたとおり、顔の見える関係というところはまさに横断的にそういったところをしっかりと担保していくということが今回のさまざまな手続きの横断的事項で挙げています地域とのコミュニケーション、事業譲渡、認定事業者の責任明確化というところに通底するご指摘かなと思ひまして、そういったことをしっかりと実効的にできるような形での検討をさらに深めてまいりたいと思っております。

事務局からの補足は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

事務局から皆さまから頂いたコメントについてお答えいただいた形ですが、いかがですか。これを受けて何かご発言のご希望はいらっしゃいます？ 今、挙げていますかね。

環境省からの発言ご希望ということで、どうぞ環境省からご発言ください。

○環境省

恐れ入ります。環境省環境影響評価課の森田と申します。音声聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、結構です。大丈夫です。

○環境省

大貫先生の15ページ目に関するご指摘で、能村新エネルギー課長からのご説明について少し補足をさせていただきます。

15ページ目で2つ目の丸のバーの1つ目です。環境アセスメント完了前や終了後であっても・・・認定を取り消すというところの範囲を明確化すべきというところで、先ほど能村新エネルギー課長から環境アセスメント終了後であってもという部分を説明いただいたかと思ひます。

この点、アセス法としては環境アセスメントの対象としているのは当該発電設備の設置のみならず、例えば太陽光や風力を設置するために行う一連の土地の改変、あるいは工作物の設置全てを対象としてアセスを進めていくということになっております。

ですので、今回対象としている11ページ目の立地規制法の許認可の対象の有無にかかわらず、アセスメントの完了前に太陽光や風力を目的とした土地の改変や工作物の設置が行われてしまうということはアセス法違反になりますので、その場合はどんな場合であっても法令違反ということで取り消しということになるかと思ひますので、補足をさせていただきます。

○山内座長

よろしいですか。ありがとうございました。

それから、今、山梨県の雨宮さまからご発言をご希望ということですので、どうぞご発言ください。

○雨宮オブザーバー

山梨県、雨宮です。

4つの論点にわたりまして細かいところまで検討いただいた内容かと思えます。ありがとうございます。その中で1点、地域とのコミュニケーションのところ、私ども山梨県、日々いろいろ課題がある中で、同じように検討している内容として話をしたいと思えます。

24 ページです。周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い地域についてはより厳格に、そして、その一方で柔軟な手続きをするということも賛成でございます。一方で、本県では設置規制区域内についてはより厳格な対応で、規制区域外については柔軟な対応ということで、同じような規定をしているわけですけれども、柔軟な手続きとした場合に、仮に住民説明会でないとした場合にさまざまな方法が考えられるわけですけれども、例えば戸別訪問、メールによる周知とかが考えられますけれども、そういった場合に逆に住民の反応が分かりづらいということで、これは私人の同意を求めるものではありませんけれども、十分な説明がなされたのかどうかということが逆に把握しづらいという部分もございまして、ここに、説明会開催などより厳格な手続の実施を引き続き努力義務として求めるというようなことが書いてございますけれども、まさにそのとおりで、事務手続上はこの辺をどういうふうにしていくのかなということが今、本県でも課題としてございまして、基礎自治体である市町村との連携をどのように図っていくのかというのが課題なのかなと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

他にご発言のご希望はいらっしゃいます？ よろしいでしょうか。

そうすると今、先ほど。事務局は何かありますか。よろしいですか。ありがとうございます。皆さんのご発言については事務局のほうからいろいろご回答いただいておりますが。

大貫委員、ご発言をご希望ということで、どうぞご発言ください。

○大貫委員

すいません、終わりかけている時に。

1点だけ気に掛かったところがございまして、スライドの22ページのところでございます。地域とのコミュニケーションの在り方のところの最後のポツです。説明会開催を含む周辺地域への事前周知をFIT/FIPの認定申請要件として国が一律に定める。これはかなり画期的なことだと思うんですけども、後ろのほう、このところと関係して後ろのほうを見ますと、スライド28ページのところは、これは認定の取り消しのところですけども、説明会開催につき虚偽申請がありということで書かれています。ここを照らし合わ

せると、説明会を開催した、この実質のところは問わないという趣旨なのかどうか少し分からなくなりました、那須塩原市のご発言にも、顔の見える説明会という話があったと思うんです。説明会をただ形式的に開くというのではやはり十分ではないので、しかしながら、どういう実質を持った説明会であったのか。周知期間が十分だったのか。意見を聞く聞き方がどうであったのか、論点提示がどうだったのかというのをやはり見ないといけないとも思うのですが、これを認定申請要件として法令に、再エネ特措法に書き込む時ってどのような書き込み方をすることになるんでしょうか、というのをただ説明会をやりました、何かやりましたでいいのか。そのほうが簡単なわけですけども、しかし、それでいいわけではないので、ここはどんなふうに考えてらっしゃるか、教えていただけると幸いです。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

資料の作成の関係で、個別の論点に対して先ほど指摘いただきました28ページ目のところにつきましては、説明会の開催というところでの虚偽申請が仮にあった場合にはというところで、取り消しも当然あるということでもございましたけれども、もちろん簡便にやれるところの内容の周知の場合、柔軟な手続きの場合であっても、これは虚偽でやっていない場合には、当然われわれとしては同じような指導等を行って、それでも改善しないという場合には当然そのような認定の取り消しといったことから除外しているというのではなく、ここは資料の作成の関係で、説明会のところに特化した形で少し具体的に記させていただきました。

虚偽の申請ということで、ここは具体的な開催のイメージとか、実際に添付書類などを含めて、そういったもので虚偽があった場合には、分かりやすさの観点でこういうことを記載させていただきましたが、柔軟な手続きというところで、実際に何ら周知もしていないということで、この事前周知の要件化は低圧など小規模な場合にもかけていくということの立て付けの中で、実際にやっていないといった虚偽の場合にどうしていくのかということについては、同じくしっかりと検討を要するものだと考えてございますので、しっかりと今後このような虚偽があった場合などについては、同様の方向性で検討を加えていくことになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、先生もおっしゃっていただいているような形式面と実質面のところについては非常に難しい論点でございますので、ここについてもさらに具体的に要件化していく中で、法文上の規程類の書き方を含めて、しっかりとワーキングでの議論も踏まえながら、さらに検討を加えていきたいなと思っているところでございます。

事務局からの補足は以上でございます。

○大貫委員

ありがとうございました。

○山内座長

よろしいですか。ありがとうございます。もう少し補足を考えていくということでございます。

他にいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

今日は先ほども申し上げましたように、大きく分けると4つです。論点をご議論いただいたわけですが、全般を伺っていて特に大きく何かこのところをこういうふうに反対するというようなことはなかったように私は思いました。

まず、立地の条件等に応じた手続き強化ということについては、これは周辺土地の土地開発に関わる許認可をF I T申請の要件として求めていくということで、これについても大体ご同意いただけたというふうに考えております。

もちろん、風力とか地熱みたいに、環境アセス対象案件とか、あるいは温対法の促進区域とか、手続き強化の例外というのが存在するというようなことで、これも大体ご同意いただいたかと思っておりますけれども、そういったところでバランスを取った現実的方向性で検討するというようなことだと思っております。従いまして、これについても実務的な詰めを行っていただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

それから、今もありました地域とのコミュニケーション要件化ということですが、これは立地場所とか規模、それに依って厳格な手続きを設けると、こういうことですかね。これは事務局の案ですが、これについても大きな異論はなかったというふうに思っております。

それで、今ありましたように、その具体的な内容についてはもうちょっと詰めるところがあるかもしれませんが、大体その説明会の要件とか、そういったガイドライン等で具体的に示すという事務局についてはこういう感じで進めていただくのがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、事業譲渡の件です。これは事業譲渡自体を禁止するというのはこれは事務局からありましたけれども、財産権の関係で法的に許容される規制として困難というようなことだと思っております。

一方で、説明会など事前周知、要件化。これはコミュニケーションに入るかと思っておりますけれども、これについてもおおむね異論はなかったというふうに思っておりますので、これも皆さんのご意見に留意して進めていただくということかというふうに思っております。

それから、最後の認定事業者の責任明確化については、これはおおむね異論がなかったというふうに考えております。

ということで、今ご指摘申し上げたような点にご留意いただいて、事務局のほうには早期に具体化を進めるということをお願いしたいというふうに思っております。

それで、次回ですが、最初のところで議論の赤枠で囲った以外のところでは、開発のほうから運転中の論点、これを中心に審議をしていただきたいと思いますので、ご準備のほうは事務局でよろしくお願ひしたいというふうに思っております。というふうなことでよろしゅうございますか。

ということであれば、次回の開催について、これは事務局どうですか。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。本日もご議論ありがとうございました。

次回の委員会でございますけれども、11月下旬をめどに調整をさせていただいてございますが、日程が決まり次第、経産省のホームページにてご案内させていただきます。

以上です。

○山内座長

ということで、よろしく願いいたします。

### 3. 閉会

○山内座長

それでは、これをもちまして本日の会を閉会とさせていただきます。ご多忙中のところ、非常に長時間、また熱心にご議論いただきました。誠にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。